

令和7年度から ごみ・資源物の出し方が **変更**になります！

収集方法変更ガイドブック

- このガイドブックは、令和7年度からの寒川町におけるごみ・資源物の出し方等の変更点をお知らせするためのガイドブックです。

(※冊子「家庭から出たごみと資源物の正しい分け方・出し方」と区域別の「寒川町ごみ分別収集日程表」は令和7年3月に各ご家庭へ戸別に配布します)

寒川町では、令和7年4月1日からごみ・資源物の収集方法を変更します。
今回の変更では、更なる減量化・再資源化を図る一方で、「びん・かん・ペットボトルの収集回数を増やして欲しい」、「資源物を出す場所が遠い」、「資源物置場の管理が負担となっている」等の課題についても、その解消を目指し、令和7年度から「収集日程」、「収集場所」、「分け方・出し方」を変更します。

新しい収集方法は

令和7年4月1日から開始します！



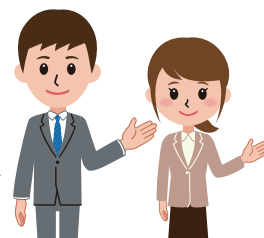
寒川町 環境経済部 環境課 資源廃棄物担当

TEL : 0467-74-1111



令和7年度からは何が変わるの？

大きく分けて、以下の3点が変わります。



変更点1 「収集日程」が変わります。

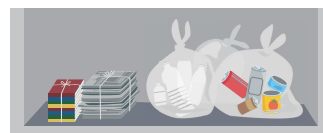


- 「びん」、「かん」、「ペットボトル」の収集を月2回にします。
- 「可燃粗大ごみ」の収集日を廃止、「剪定枝」の収集日を新設します。
- 「古紙・衣類布類」の収集日を、区分によって分割します。
- 「資源物」の収集日を、区分によって分割します。

..... 2 Pへ➡

変更点2 「収集場所」が変わります。

- 「資源物」の収集場所を「ごみ集積所」に変更します。
- 「衛生指導員制度」は廃止します。



..... 5 Pへ➡

変更点3 「分け方・出し方」が変わります。

- 新しく「ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）」を導入します。
- 「剪定枝」の区分を新設します。
- 「段ボール」の区分を新設します。
- 透明な袋を使用して、ごみ集積所に出してください。
- 「金属類」のサイズを変更します。
- 「スプレーかん」の区分を新設します。



..... 7 Pへ➡

変更点1

「収集日程」が変わります。

1 「びん」、「かん」、「ペットボトル」の収集を月2回にします。

→ これまで、月1回だった収集の回数を、月2回に変更します。

2 「可燃粗大ごみ」の収集日を廃止、「剪定枝」の収集日を新設します。

→ これまで、「可燃粗大ごみ」としてお出しいただいていたもののうち、「剪定枝」以外のごみは、「可燃ごみ」に分類します。

(ごみ指定袋に入らない大きさのものは「大型ごみ」に分類します)

3 「古紙・衣類布類」の収集日を、区分によって分割します。

→ 「古紙」、「段ボール(※新設)」、「衣類布類」の収集日に分割します。

4 「資源物」の収集日を、区分によって分割します。

→ 「びん」、「かん」、「ペットボトル」、「廃食用油」、「金属類」、「蛍光灯・水銀式体温(血圧)計」、「スプレーかん(※新設)」の収集日に分割します。

●令和7年4月1日からの収集の回数等

	区 分	収集の回数等
ごみ	可燃ごみ	週2回
	可燃粗大ごみ	区分を廃止 (※「剪定枝」以外のごみは、「可燃ごみ」。ごみ指定袋に入らない大きさのものは「大型ごみ」)
	剪定枝	月1回 新設
	不燃ごみ	月2回
	大型ごみ・特別大型ごみ	個別に収集事業者へ予約 (※有料となります)
資源物	プラスチック製容器包装	週1回
	古紙	月2回
	段ボール	月2回 新設
	衣類布類	月2回
	びん	月2回 変更
	かん	月2回 変更
	ペットボトル	月2回 変更
	廃食用油	月1回
	金属類	月1回
	蛍光灯・水銀式体温(血圧)計	月1回
	スプレーかん	月1回 新設

※具体的な収集日程については、3～4ページの区域別の収集日程表をご覧ください。

区域別の収集日程表

令和7年度からの収集日程について、例として各区域の令和7年4月分を掲載します。

(※年末年始等については、別に調整が行われることがありますので、ご注意ください)

(※変更となる部分については、赤字で囲んでいます)

(※ごみ収集の4つの区域に変更はありません)

区域① 倉見・宮山（目久尻川より北側、ただし湘南サザン 260 を除く）

令和7年4月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		不燃ごみ	プラスチック製 容器包装	可燃ごみ	剪定枝・ スプレーかん	古紙
6	7	8	9	10	11	12
	可燃ごみ	ペットボトル	プラスチック製 容器包装	可燃ごみ	びん・ 衣類布類	かん・ 段ボール
13	14	15	16	17	18	19
	可燃ごみ	不燃ごみ	プラスチック製 容器包装	可燃ごみ	金属類・ 廃食用油・ 蛍光灯	古紙
20	21	22	23	24	25	26
	可燃ごみ	ペットボトル	プラスチック製 容器包装	可燃ごみ	びん・ 衣類布類	かん・ 段ボール
27	28	29	30			
	可燃ごみ	—	プラスチック製 容器包装			

区域② 小動・小谷・宮山（目久尻川より南側、ただし湘南サザン 260 を含む）・ 岡田（県道 45 号丸子中山茅ヶ崎線より西側）

令和7年4月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		びん・ 衣類布類	プラスチック製 容器包装	可燃ごみ	ペットボトル	かん・ 段ボール
6	7	8	9	10	11	12
	可燃ごみ	剪定枝・ スプレーかん	プラスチック製 容器包装	可燃ごみ	不燃ごみ	古紙
13	14	15	16	17	18	19
	可燃ごみ	びん・ 衣類布類	プラスチック製 容器包装	可燃ごみ	ペットボトル	かん・ 段ボール
20	21	22	23	24	25	26
	可燃ごみ	金属類・ 廃食用油・ 蛍光灯	プラスチック製 容器包装	可燃ごみ	不燃ごみ	古紙
27	28	29	30			
	可燃ごみ	—	プラスチック製 容器包装			

令和7年3月に、12ヶ月分の収集日程表を区域毎に全戸配布します。

(※新しい「ごみと資源物の正しい分け方・出し方」の冊子も、同時期に全戸配布します)

区域③ 大蔵・岡田(県道45号丸子中山茅ヶ崎線より東側)・中瀬
一之宮(9丁目の一部)・大曲(県道45号丸子中山茅ヶ崎線より東側)

令和7年4月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		可燃ごみ	古紙	不燃ごみ	可燃ごみ	プラスチック製 容器包装
6	7	8	9	10	11	12
	金属類・ 廃食用油・ 蛍光灯	可燃ごみ	かん・ 段ボール	ペットボトル	可燃ごみ	プラスチック製 容器包装
13	14	15	16	17	18	19
	びん・ 衣類布類	可燃ごみ	古紙	不燃ごみ	可燃ごみ	プラスチック製 容器包装
20	21	22	23	24	25	26
	剪定枝・ スプレーかん	可燃ごみ	かん・ 段ボール	ペットボトル	可燃ごみ	プラスチック製 容器包装
27	28	29	30			
	びん・ 衣類布類	可燃ごみ	—			

区域④ 一之宮・大曲(県道45号丸子中山茅ヶ崎線より西側)・田端

令和7年4月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		可燃ごみ	かん・ 段ボール	びん・ 衣類布類	可燃ごみ	プラスチック製 容器包装
6	7	8	9	10	11	12
	ペットボトル	可燃ごみ	古紙	金属類・ 廃食用油・ 蛍光灯	可燃ごみ	プラスチック製 容器包装
13	14	15	16	17	18	19
	不燃ごみ	可燃ごみ	かん・ 段ボール	びん・ 衣類布類	可燃ごみ	プラスチック製 容器包装
20	21	22	23	24	25	26
	ペットボトル	可燃ごみ	古紙	剪定枝・ スプレーかん	可燃ごみ	プラスチック製 容器包装
27	28	29	30			
	不燃ごみ	可燃ごみ	—			

変更点②

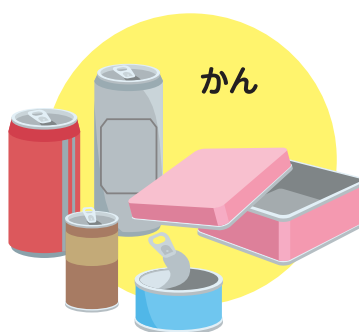
「収集場所」が変わります。

資源物の収集場所を「ごみ集積所」に変更します。

「資源物置場」を廃止し、「ごみ集積所」で「資源物」を収集します。
(※これまで「資源物置場」と「ごみ集積所」が同じ場所であった場合は、変更はありません)

新しく「ごみ集積所」に出すものは、「びん」、「かん」、「ペットボトル」、「廃食用油」、「金属類」、「蛍光灯・水銀式体温(血圧)計」、「スプレーかん(※新設)」です。

●令和7年4月1日から「ごみ集積所」に、出せるようになる資源物



※破損したものは「不燃ごみ」です。

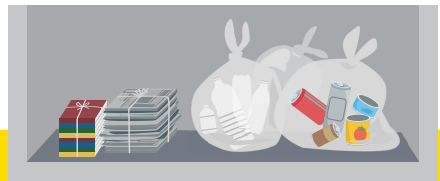
資源物置場の廃止に伴い、これまで、前日に行っていたコンテナやネット袋の配布も廃止します。
令和7年4月1日からは、各自で透明な袋を使用し、袋の口を結んでごみ集積所に出してください。
(※「蛍光灯・水銀式体温(血圧)計」は、これまでどおり、新聞紙に包むか、購入時の箱に入れて出してください)

●「衛生指導員制度」は廃止します。

「資源物置場」の廃止に伴い、自治会の皆様をお願いをしておりました「衛生指導員制度」は令和7年3月末で廃止します。これまで、ご協力を賜りました自治会の皆様におかれましては、この場をお借りして御礼申し上げます。



ごみ集積所のギモンあれこれ



● ごみ集積所の管理は誰がするの？

「ごみ集積所の管理」は、令和6年度までと同様、自治会の加入の有無にかかわらず、それぞれの「ごみ集積所」を利用される皆様で行ってください。ご自身で利用される「ごみ集積所の管理」には、積極的にご参加ください。

(※「ごみ集積所の管理」とは、その場所を利用される皆様に、「ごみ集積所の清潔の保持等」に努めていただくことです。日常的なものとしては、「お掃除」、「違反ごみの通報」、「カラスや野良猫への対策」等が考えられます。具体的にどのように行うかについては、利用される皆様でご調整ください)

(※「ごみ集積所」は利用される皆様がごみを出す際や収集の業者が作業をする際、危険がないようにしてください。(例:「ストッカーが故障している」、「看板等を留めている釘が飛び出ている」等)特に危険と判断した場合には、ご対応いただくようお願いする場合もございますので協力ください)

(※集合住宅等、業として営まれる物件に設置された「ごみ集積所」については、その物件を管理する管理会社等にも管理責任が発生します)

● どのごみ集積所を利用すればよいの？

町は使用する「ごみ集積所」の指定等を行っておりません。「ごみ集積所」は利用される皆様が管理しているため、近隣にお住まいの方等に、その利用についてご確認ください。

(※集合住宅へご入居された場合や、新しく開発された地区等の場合には、不動産会社等にお問合せください)

(※「ごみ集積所」を利用されている方に同意をとってからご利用ください。既存の利用者に同意を得ないまま、「ごみ集積所」に、ごみ等をみだりに捨てることは不法投棄に該当する場合があります)

● ごみ集積所を移動・新設・廃止したいときはどうすればよいの？

利用される皆様の合意のもと、代表者となる方から必要な書類を提出していただく必要があります。ただし、環境課において、収集が安全に行えるか等を確認する必要がありますので、まずはご相談ください。

(※移動・新設にあたり、町が候補地を探すことはできません。利用される皆様が候補地をご選定ください。また、「ごみ集積所」として使用する土地の所有者様の承諾についても、利用される皆様が得ていただく必要があります)

(※移動・新設にあたっては、1つの「ごみ集積所」につき5世帯以上の利用を見込んでください)

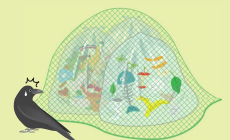
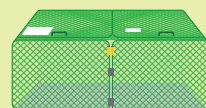
(※ご選定いただいた候補地が、安全性の観点等から、町で不適と判断した場合には、ご希望に沿いかねることがあります)

● ごみ集積所用の消耗品(ネット等)の支給等がありますか？

町からそれぞれの「ごみ集積所」へ消耗品の支給等はありません。「ごみ集積所」ごとに必要となる消耗品等の負担については、利用される皆様でご相談ください。

(※利用される皆様が、「ごみ集積所」にカラス除けネットや看板(町が配布したものも含む)等を設置する際は、豪雨や強風で飛ばされることのないように、紐で固定する等の対策をお願いいたします。万が一、「ごみ集積所」に設置した物品等により事故等が発生した場合、町では責任を負いかねます。利用される皆様にご対応いただくことになりますので、ご注意ください)

(※ネット等を使用する必要のないごみ(カラス等の被害や風で飛散するおそれがないもの等)を出す際は、収集を行いやすいように、ネット等を使用しないでください)



可燃ごみ・不燃ごみ

新しく「ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）」を導入します。

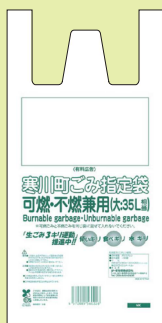
令和7年4月1日から、ごみ指定袋は「可燃・不燃兼用」に変更となります。
(※「プラスチック製容器包装指定袋」には変更はありません)

新しい「ごみ指定袋(可燃・不燃兼用)」

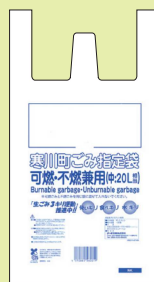
- バイオマス含有により、環境に配慮した袋となります。
- 可燃ごみと不燃ごみは、一緒に入れて、同時に出すことはできません。
- 草や葉を出す際は、ごみ指定袋以外の透明な袋でも使用を可能とします。
- 新しく特大サイズを追加し、全部で4サイズになります。



特大サイズ



大サイズ



中サイズ



小サイズ

特大サイズ：60ℓ相当 (タテ約 65cm × ヨコ約 50cm × マチ約 25cm)

5枚入り 300円 (税抜)

大サイズ：35ℓ相当 (タテ約 54cm × ヨコ約 35cm × マチ約 17cm)

20枚入り 700円 (税抜)

中サイズ：20ℓ相当 (タテ約 45cm × ヨコ約 33cm × マチ約 17cm)

25枚入り 500円 (税抜)

小サイズ：10ℓ相当 (タテ約 37cm × ヨコ約 26cm × マチ約 14cm)

30枚入り 300円 (税抜)

(※タテについては、持ち手部分を除いた袋部分のみの寸法です)



新しい「ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）」の販売開始は、令和7年2月からとなります。

(※令和7年4月1日以前に新しいごみ指定袋を使用して「可燃ごみ」や「不燃ごみ」を出しても回収は行います)

旧「ごみ指定袋(可燃ごみ用)」



大サイズ



中サイズ

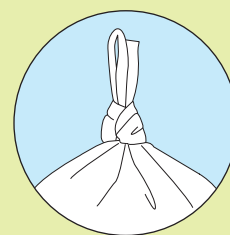
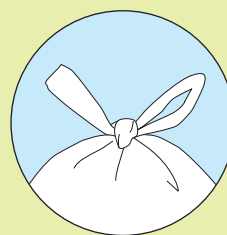


小サイズ

旧「ごみ指定袋(可燃ごみ用)」の使用期限は、
令和7年5月末日までとなります！

(※使用期限を過ぎて、旧「ごみ指定袋（可燃ごみ用）」がお手元に残る場合には、資源物等を出す際の「透明な袋」としてご利用ください)

袋の結び方



ごみ等を出すときは、袋の中に納めてから、口を結んで出してください。

(※ごみ等が袋からはみ出さないようにしてください。
一部分がはみ出していると回収されません)

(※袋の口を結ばず、テープ等でとめたものは、回収されません)

《可燃ごみ》

現行 「ごみ指定袋（可燃ごみ用）」を使用して、袋の口を結んで「ごみ集積所」に出してください。

令和7年4月1日から

新しい「ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）」を使用して、袋の口を結んで「ごみ集積所」に出してください。

《不燃ごみ》 ※令和7年度からは、「ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）」の使用が必要になります。

現行

- 80cm×50cm×50cm以下、20kgまでのものが「ごみ集積所」に出せます。
（※それ以上の大きさのものは、「大型ごみ」となります）
- 袋を使用する場合は、「透明・半透明の袋」を使用してください。

令和7年4月1日から

- 「ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）」に入るもので、20kgまでのものが「ごみ集積所」に出せます。
（※それ以上の大きさのものは、「大型ごみ」となります）
- 新しい「ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）」を使用して、袋の口を結んで出してください。



不燃ごみを出すときの袋の使い方

正しい出し方

ごみを出すときは、ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）を使用してください。



例外として「かさ」のみ、特大サイズのごみ指定袋を使用した場合、一部はみ出ていても回収します。
（※大サイズ以下の袋を使用し、はみ出ている場合には回収しません）



電子レンジ等の大きなものも、必ず袋の口を結んで出してください。
（※テープで口を閉じる等も不可。袋の口が結べないものは、「大型ごみ」として出してください）



誤った出し方

注意！！ 以下の出し方では回収されません！！

ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）を使用しないと回収しません。



「かさ」以外の長柄のものは、ごみ指定袋からはみ出ている場合、回収しません。
（※特大サイズの袋を使用した場合でも回収しません）

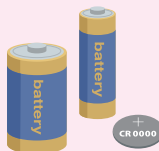


ごみ指定袋からごみがはみ出ていると回収しません。
（※テープ等で袋の口を留めるのも不可。入るサイズの袋を使用するか、袋に入るサイズまで小さく切る等するか、「大型ごみ」として出してください）



電池の出し方

- 電池（乾電池・ボタン電池（BR・CR））は、これまで通り、他の不燃ごみとは分け、透明な袋で別に出してください
（※この際の透明な袋は、新しい「ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）」でなくても回収します）
（※充電式電池（リチウムイオン、ニッケル水素）は「使用済小型家電」へ）
（※充電式電池（ニカド、その他）やBR・CR以外のボタン電池は、回収協力店やメーカーへ）



ガラス製品、刃物類の出し方

- ガラス製品や刃物（包丁、ナイフ等）は、袋が破れないように、新聞紙等に包んだ上で、ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）に入れ、袋の口を結んで出してください。
- 刃物やガラスを入れたごみ指定袋には、「危険」等の表示をしてください。
（※他の不燃ごみと、同じ袋に入れて出しても回収します）



剪定枝（可燃粗大ごみ）

「剪定枝」の区分を新設します。

令和7年4月1日からは、「可燃粗大ごみ」の区分を廃止し、新しく「剪定枝」の区分を新設します。

《可燃粗大ごみ 区分廃止》

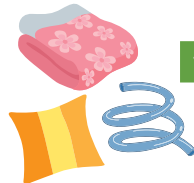
区分を廃止します。

→ 今後は、「剪定枝」、「可燃ごみ」、「大型ごみ」として出してください。



剪定した庭木の枝木等

令和7年4月1日から「剪定枝」



令和7年4月1日から

布団、クッション、
ゴムホース等

「可燃ごみ」
または、
大きさにより
「大型ごみ」

《剪定枝 新設》 ※庭木等の生木を剪定、伐採したもので、加工していない枝木、幹等のことです。

令和7年4月1日から



木材や草や葉は「可燃ごみ」

- 長さ 50cm以下、直径 10cm以下までの枝木、幹が剪定枝としてごみ集積所に出せます。
（※それ以上の大きさのものは、「大型ごみ」。ただし、長さ 2m 以上のものや、直径 20cmを超えるものは、「町で収集処理出来ないもの」となります）
（※ごみ集積所に出せるサイズは現行から変更ありません）
- 木材（木の板や棒等）や草や葉は「可燃ごみ」となります。
（※枝木についた葉は「剪定枝」として出すことができます）
- 剪定した枝木等は、泥や土を落として、小さくひもで束ねて出してください。
- 袋に入れて出さないでください。

古紙・段ボール

「段ボール」の区分を新設します。

令和7年4月1日からは、「古紙」の区分より、新しく「段ボール」を分けて、区分を新設します。

《段ボール 新設》

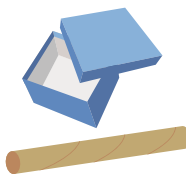
新設する「段ボール」の日に出してください。

- たたんでから、ひもで十文字に縛って出してください。
- 「古紙」の「段ボール」としていた「厚紙（ボール紙、菓子箱、ラップの芯等）」は、令和7年4月1日からは、「古紙」の「本・雑誌・ざつ紙」として出してください。



段ボールの空き箱等

令和7年4月1日から「段ボール」



令和7年4月1日から

厚紙（ボール紙、菓子箱、
ラップの芯等）

「古紙」の
「本・雑誌
・ざつ紙」

《古紙》 ※「古紙」を出すときに「段ボール」を容器として使用しないでください。

現行

それぞれの区分ごと（「新聞」「本・雑誌・ざつ紙」「飲料用紙パック」「段ボール」）に定められた方法で、「ごみ集積所」に出してください。

令和7年4月1日から

- それぞれの区分ごと（「新聞」「本・雑誌・ざつ紙」「飲料用紙パック」）に定められた方法で、「ごみ集積所」に出してください。
（※ボール紙等の厚紙は、「本・雑誌・ざつ紙」の区分になります）



資源物（びん、かん、ペットボトル、廃食用油、金属類、スプレーかん）

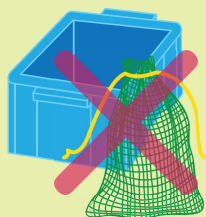


● 透明な袋を使用して、ごみ集積所に出してください。

資源物置場の廃止に伴い、これまで、前日に配布していたコンテナやネット袋の配布も廃止します。
令和7年4月1日以降は、各自で透明な袋を使用して、袋の口を結んでごみ集積所に出してください。

「資源物」の出し方について

- 資源物は、これまで、同一の日に出していただいておりますが、令和7年4月1日以降は、収集日をそれぞれの区分ごとに分割します。
- 資源物置場の廃止に伴い、これまで、前日に配布していたコンテナやネット袋の配布も廃止します。
令和7年4月1日からは、各自で中身が見える透明な袋を使用して、袋の口を結んでごみ集積所に出してください。
- 新しく透明な袋を使用するのは、「びん」「かん」「ペットボトル」「廃食用油」「金属類」「スプレーかん」です。
（※「蛍光灯・水銀式体温（血圧）計」は、これまでどおり、新聞紙に包むか、購入時の箱に入れて出してください）
（※「衣類布類」は、これまでどおり、透明な袋に入れて出してください）
- 資源物を出す際に使用する透明な袋については、中身が見える透明な袋であれば指定はありません。
（※町の指定袋程度の透明度のものを使用してください）



令和7年度以降、
ごみ集積所への
配布はありません！

令和7年4月1日から

透明な袋を
使用して出し
てください。



資源物を出す際の中身が見える透明な袋について

- 資源物を出す際に使用する透明な袋については、中身が見える透明な袋であれば指定はありません。
（※乳白色などの中身の見えにくい袋は使用しないでください。その場合には、回収しません）



中身が見える
透明な袋



乳白色などの中身
の見えにくい袋



- 中身の見える透明な袋を使用してください。（乳白色などの袋では中身が見えません）
- 中身が飛び散らない様に、袋の口は結んで出してください。
- 出す量が少量であっても、必ず透明な袋を使用してください。（袋を使用していないと、回収しません）

金属類



「金属類」のサイズを変更します。

令和7年4月1日から、「金属類」としてごみ集積所に出せるサイズが変わります。

《金属類》

現行

- 80cm×50cm×50cm以下で、20kgまでのものが「資源物置場」に出せます。

- 「資源物置場」に配布される「コンテナ」に入れてください。

令和7年4月1日から



- 50cm×50cm×50cm以下で、20kgまでのものが「ごみ集積所」に出せます。

- 「ごみ集積所」に、「中身が見える透明な袋」に入れ、袋の口を結んで出してください。

スプレーかん



「スプレーかん」の区分を新設します。

令和7年4月1日から、「かん」の区分より、新しく「スプレーかん」の区分を分けて、新設します。

《スプレーかん 新設》

現行

- 中身を使い切ったあと、「かん」として、「資源物置場」に配布される「ネット袋」に入れて出してください。
(※キャップやノズルを外して出してください)
(※必ず穴をあけて出してください)

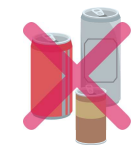
令和7年4月1日から



- 中身を使い切ったあと、「スプレーかん」として、「ごみ集積所」に「中身が見える透明な袋」に入れ、袋の口を結んで出してください。
(※誤噴射防止のため、キャップやノズルをつけたまま出してください)
(※穴をあけずに出すことができます(穴があいていても回収します))

スプレーかんとして出せないもの

- 食料品用のかん → 「かん」
(※エンジンオイルやライターオイルのかん、一斗かんなどは「金属類」)
- 塗料(ペンキ)用のかん → 「不燃ごみ」へ
(※スプレー塗料のスプレーかんは「スプレーかん」として出せます)
- ガスボンベ(プロパンガスのボンベ等)
→ 「町では収集・処理できないもの」販売店へお問合せください。
(※カセットボンベ(カセットコンロ用)は「スプレーかん」として出せます)
- 炭酸水用ガスカートリッジ
→ 「町では収集・処理できないもの」販売店へお問合せください。
- 消火器 → 消火器リサイクルへ
(※消火スプレーは、「スプレーかん」として出せます)
- 燻煙剤(防虫・防カビ等) → 中身を使い切ってから「不燃ごみ」



食料品用のかん



塗料(ペンキ)用のかん



ガスボンベ
(プロパンガス
容器等)



炭酸水用ガス
カートリッジ



消火器



燻煙剤
(防虫・防カビ等)

変更内容は、町ホームページでもご確認いただくことができます。

「令和7年4月1日から、ごみ・資源物の収集方法が変わります」

https://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kankyokeizai/kankyo/shigenhaikibutsu/info/gomi/kaitei/r7_gomi_henkou/index.html

